

障害児入所施設の在り方に関する意見等

特定非営利活動法人
日本相談支援専門員協会



特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会の概要

1. 設立年月日

平成21年6月23日

2. 活動目的主な活動内容

【目的】

当協会は、障害者総合支援法に基づく相談支援専門員が、障害者の地域生活を支援する目的で、障害者ケアマネジメントを基本とした中立、公平な相談支援活動を実践するとともに、自らの資質の向上に努めることをもって、障害者の自立した生活支援に資することを目的として活動している。

【活動内容】(平成29年度実績の概要)

- 基幹型相談支援センター全国研修会の開催(受講者212名)
- 相談支援専門員養成にかかる新カリキュラム研修(受講者52名)
- 全国相談支援ネットワーク研修大会 登録団体 30 団体(受講者238名)
- 都道府県・政令指定都市障害者(自立支援)協議会担当者連絡会(受講者77名)
- 全国ブロック研修(東海・北陸 受講者133名)(中国 受講者128名)
(北海道・東北 受講者168名)(九州・沖縄 受講者458名)(関東・甲信越 50名)
- 厚生労働省などによる各種検討会への委員派遣
(厚生労働省社会保障審議会障害者部会・地域力強化検討会・平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するヒアリング・相談支援専門員と介護支援専門員との連携の在り方に関する調査研究事業・地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの在り方に関する実証的調査研究会など)
- 会員向けNSKニュース(年3回発行)

3. 会員数等 平成29年度(平成30年3月31日集計)

個人会員352名 団体会員13団体(506名) 賛助会員13名

障害児入所施設の在り方に関する意見等

【視点-1 障害児入所施設の4つの機能から、ヒアリング団体の所管する施設・事業所との関係等について】

【視点-2 障害児入所施設全般に関して課題と感ずることについて】

【視点-3 障害児入所施設に期待することについて】

【その他】 ※過去の資料2コマ

【視点-1 障害児入所施設の4つの機能から、ヒアリング団体の所管する施設・事業所との関係等について】

発達支援機能

相談支援事業所が施設の法人設置されている場合と、外部からの相談支援が関わる場合と措置での利用開始では、関係性は大きく変わります。入所までの関わりが持てても、入所利用中の発達支援に外部からの関われる関係性は薄い状況になります。入り口か出口での関係性に留まっています。

自立支援機能

障害児入所施設から、地域移行支援としての相談が入ることは多くありません。
地域生活をベースにした、ケアマネジメントを提供する前段の相談の機会が少なく、障害者支援施設への入所支援調整が働くことも多く見られるなど、継続した相談支援体制が無い場合は出口支援も限られます。

社会的養護機能

障害児相談支援として、出会った子どもの養育環境の変化(親の死亡、疾病、障害、入院、服役、貧困、養育困難、養育放棄、虐待等)により、障害児入所施設利用までは地域の他職種連携による相談支援は関わりますが、入所後は施設又は児童相談所からの発信が無いと途絶えてしまいます。

地域支援機能

市町村又は圏域に、障害児入所施設が設置されている場合は、地域資源として短期入所、日中一時支援などの受け皿として関係は強くなる一方、未設置の地域は弱くなります(福祉型)。医療的ケアを提供する機能を持つ施設については、広域でも繋げられる地域支援機関として関係は強く、地域側もアプローチを待っています。(医療型)

発達支援機能について

【課題と感ずること(背景や論拠)】

現状としての機能

○重度・重複障害、行動障害、発達障害、被虐待児等多様な状態像の児童に対する発達支援を中心とする専門的支援機能

地域に開かれたものとして、障害児入所施設が、どのように発達支援の機能を果たしているのかを地域で把握したりする機会が少ないため、発達支援の仕組みを作る上での地域課題のとして受け止めることができにくく、連携を図りながら発達を応援する地域づくりには至っていない状況にあると感じます。

【期待すること】

- 多様な状況にあり、またそれぞれの発達段階や障害特性に対応できるよう、専門的な発達支援の提供基盤を整えるためには、外部の専門支援機関との多職種連携体制が、入所利用中にこそ機能し、子どもによっては支援チームが入所前から利用中へ繋がり、その後も地域移行まで継続されていく仕組みを期待します。
- このチームには、早期からの相談支援がチームに関われることと、発達支援を担う施設内スタッフの人材育成体制へとつながる仕組みでもあり、入所による地域課題が忘れられない仕組みとして、地域で障害児福祉計画に具体的な提案がなされて実践されることに期待します。

自立支援機能について

【課題と感ずること(背景や論拠)】

現状としての機能

○法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、障害児施設は「完全通過型施設」となった。

18歳(又は20歳)以降、入所児童が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用などを円滑に行えるように自立支援を行う。

障害児入所施設にいた子どもは、障害者支援施設への入所へ移行する選択肢が、移行期の段階で丁寧な意思決定支援がなされているのでしょうか？また、地域課題としてその時期に来るニーズがきちんと地域に戻され、地域課題として検討のステージに乗っていないがゆえに、その時期に受け止める資源が地域に乏しく、成人施設入所が受け皿とならざるを得ないのでと感ずてしまいます。一方、相談支援事業もこういった情報を受け、地域で応援できるよう障害児入所施設と地域との情報共有や検討する機会が足りていないと感ずています。

【期待すること】

- 障害児入所施設から、地域生活支援チームと、入口から地域課題として受け止め、必要に応じては障害福祉サービス(居住先・日中支援)と地域社会からの応援体制(就労先、地域支援者との出会い・週末などの仲間づくりや楽しめる活動支援)等を定期的に共有する仕組みにより、実態を発信する施設側と受け止める地域側との連携強化に期待します。
- 具体的には、現(地域自立支援)協議会の活用した地域移行モデルが推進されることに期待します。

※自立支援機能は、地域支援機能の充実と並行して、体験事業含めた地域移行支援の子どもの事業化が必要であると考えます。

社会的養護機能について

【課題と感ずること(背景や論拠)】

現状としての機能

○親の死亡、疾病、障害、入院、服役、貧困、養育困難、虐待等により、環境上保護を要する児童への生活支援(生活保障)を行う。

○「家庭から離れざるを得ない子ども、家庭から離さざるを得ない子ども」を家庭に代わって育てる場

障害児入所施設の入所の経過からすると、児童養護施設で発見された障害児の受け皿としての到達点として整理されていないかの検証が必要と感ずます。

障害児入所施設と児童養護施設の制度と役割分担の狭間で、やっと生活に慣れてきた環境からの移行されていく、子どもたちの支援がこれでいいのかなとも感ずます。

発達障害であることを了解した上で、里親と暮らすことになった子どもの支援に関わったことがあります。が、相談支援専門員として、親との面談、保育所への支援を実施する中で、児童相談書、児童養護施設、保育所等々の機関が個人情報共有して絡み合っていくことで、結果として障害児入所施設の利用ではなく、地域で暮らすことに結びついた子どものケースなども支援した経過からも、多職種連携による地域生活を検討して応援する仕組みの中では、このような実践があります。

【期待すること】

○ 乳児院、児童養護施設等で暮らす障害児について、障害児支援の観点から支援を実施するために、現制度上の保育所等訪問支援事業の活用の充実が図られることに期待します。なお、障害児入所施設機能が、この事業を地域資源として、展開されていくことに期待します。

○ 愛着不足、または愛着障害と知的・発達障害を伴うケースの専門的ケアに関して、どこで・いつまで・どのように支援するか支援指針の作成と、この指針を受けて障害児福祉計画に反映され、市町村の障害福祉課などを通じ、地域支援関係者と共有されていくこと期待します。

○ 社会的養護を必要とする障害児については、障害福祉サービスを越えた連携支援が必要です。

★ 社会的養護を必要とする障害児について、地域の協議会を中心とした地域の現状把握を進めるとともに、里親が子育てにおいて気軽に相談できる体制の充実を図ることに期待します。

地域支援機能について

【課題と感ずること(背景や論拠)】

現状としての機能

- 短期入所、日中一時支援、放課後等デイサービス、居宅介護、行動援護等の在宅サービスを実施し、在宅障害児及びその家族を支援する。
- 入所施設の機能を地域に展開していくことで、地域における障害児支援の拠点としての役割を果たす。

障害児入所施設が提供する、短期入所や日中一時支援の機能については、一部介護負担の軽減などのレスパイト的な預かり支援の目的もある一方、地域生活を継続かつ定着することを推進していく上でのサービスであることに着目した、障害がある子どもの成長発達を支援するための、子ども版の【地域支援拠点の整備】が必要であると感じています。

相談支援を展開していく上でも、そのサービス提供の目的を検討していくことは重要だと思います。提供人材としてもが、利用者の生活全体を知る入所系の職員は、かなり力を持っている人が多いと思いますが、その人材がまだまだ地域協議会等に参画したり、地域と結びつく機会が少ないことに注目すべきであると感じます。

【期待すること】

- 障害児入所施設の機能が、より地域に展開していくことで、地域における障害児支援の拠点として、入所施設の役割が、地域で共有されていくことに期待します。また、それは障害児支援施設が無い地域での取り組みへのヒントになると同時に、障害児支援施設の機能が明らかになることを期待します。
- 具体的には、在宅で暮らす障害児及びその家族の支援機能強化が図られるよう、子ども版の地域生活支援拠点モデルとしての実践に期待します。
- 医療型の在宅支援機能を目指した、在宅支援の練習・訓練的な期間限定の支援計画に基づく機能を発揮できるよう、地域の医療的ケア等コーディネーター資格を持つ相談支援専門員との継続した連携強化に期待します。

参考資料 1

障害児入所施設への入所理由 (H24全国知的障害児施設実態調査)

	理由	主たる要因	従たる要因	合計	在籍者(6042名)比
家族の状況等	親の離婚・死別	430	168	598	9.9%
	家庭の経済的理由	192	274	466	7.7%
	保護者の疾病・出産等	323	149	472	15.6%
	保護者の養育能力の欠如	1854	703	2557	42.3%
	虐待・養育放棄	1209	170	1379	22.8%
	きょうだい等家族関係	151	148	299	4.9%
	地域でのトラブル	64	75	139	2.3%
	住宅事情・近隣の事情	87	54	141	3.2%
	その他	521	180	701	11.6%
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	1949	874	2823	61.2%
	医療的ケア	134	186	320	3.1%
	行動上の課題改善	1157	552	1709	28.3%
	強度行動障害等	236	47	283	4.7%
	養育者への暴力	137	82	219	3.6%
	多胎や兄弟とも障害	134	143	277	7.0%
	学校での不適応・不登校	111	115	226	5.6%
	学校就学・通学	470	338	808	13.4%
	その他	248	104	352	5.8%

障害児入所施設の機能（モデル）

（公財）日本知的障害者福祉協会提案

○児童福祉法 改正後の在り方

～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実。

重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援や18歳以上の者は障害者施策（障害福祉サービス）で対応することになることを踏まえ、自立（地域生活移行）を目指した支援を行うものとされた。

○障害児入所施設の機能と課題

社会的養護機能		発達支援機能	
<ul style="list-style-type: none"> ・親の死亡、疾病、障害、入院、服役、貧困、養育困難、虐待等により、環境上保護を要する児童への生活支援（生活保障）を行う。 ・「家庭から離れざるを得ない子ども、家庭から離さざるを得ない子ども」を家庭に代わって育てる場 	<p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアの推進 ・地域小規模障害児入所施設（グループホーム）の創設 ・家庭支援専門員の配置 ・ファミリーホームや里親委託についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度・重複障害、行動障害、発達障害、被虐待児等多様な状態像の児童に対する発達支援を中心とする専門的支援機能 	<p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な状態像を示す児童に対応するハード面の整備や専門性のある人材の育成、療育技術の向上が課題。
自立支援機能		地域支援機能	
<ul style="list-style-type: none"> ・法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、障害児施設は「完全通過型施設」となった。18歳（又は20歳）以降、入所児童が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用などを円滑に行えるように自立支援を行う。 	<p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施策とのスムーズな連携を図るために、相談支援体制の強化や行政責任の明確化等自立支援システムの構築が必要。 ・入所の初期段階から市町村を関与させる仕組みを構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所、日中一時支援、放課後等デイサービス、居宅介護、行動援護等の在宅サービスを実施し、在宅障害児及びその家族を支援する。 ・入所施設の機能を地域に展開していくことで、地域における障害児支援の拠点としての役割を果たす。 	<p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援機能を地域の障害児やその家族が有効に活用し、地域での生活を維持していくためには相談支援機能の充実が必要